

10月1日を基準日として、国勢調査が実施されています。9月下旬より配布している調査書類に記載されているとおり、10月8日（水）までの回答をお願いしています。まだ回答していない人は回答をお願いします。

役場で回答が確認できない場合には、記入した調査票回収のため調査員が訪問します。回答してから回答状況を役場が確認できるまで時間がかかるため、入れ違いとなって回答済みの世帯を訪問することがあります。その際は既に回答済みである旨を調査員に伝えてください。

可燃ごみ自己搬入の一時停止について

周東環境衛生組合清掃センターでは、施設の改修工事のため、可燃ごみの自己搬入の受付を一時停止します。ご不便をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

■停止期間

11月1日（土）～11月3日（月・祝）

■問合せ先 周東環境衛生組合 ☎ 22-2270



定額減税補足給付金（不足給付）の支給確認書または申請書の提出はお済みですか？

令和6年度の定額減税に関して、減税しきれなかった分を補う定額減税補足給付金（不足給付）の対象となると思われる人に8月27日に『調整給付金（不足額給付分）支給確認書』を、また9月19日に『申請書』を発送しています。提出期限が近づいています。該当する場合は、提出漏れがないかご確認ください。

確認書や申請書は届いていないが対象と思われる人は提出期限までに申請書の提出が必要です。以下の要件に該当する場合は、申請書を提出してください。

申請書は町民福祉課や公民館、図書館で配布、またはホームページからダウンロードできます。
※個別の該当可否については、電話やメールでの回答はできません。

■提出期限 10月31日（金）

■問合せ先 田布施町不足額給付金コールセンター ☎ 0570-022-095

確認書が届いていないが、対象と思われる人

①以下の要件に該当する人

- ・所得税・住民税が定額減税前の税額で0円
- ・扶養親族の対象外
- ・『低所得世帯向け給付金（令和5年度、6年度実施の給付金）』の対象でない
- ※青色事業専従者・事業専従者（白色）など、税制度上扶養から外れる人も該当する可能性があります。

②内閣府が定める特例に該当する人

令和5年、6年の所得状況により、扶養の扱いが変わった人などが対象になる場合があります（支給額は最大3万円）。
対象の詳細は、町ホームページまたは申請書に記載しています。

< 詐欺にご注意ください >

町や国が以下のようなお願いをすることは絶対にありません。

- ・ATMの操作を依頼する
- ・手数料の振込を求める
- ・メールでURLをクリックさせる

※不審な連絡があった場合は、家族や警察に相談しましょう。